

公益社団法人京都府看護協会寄附金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人京都府看護協会（以下「本会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金の種類)

第2条 本会が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附し、本会が受領する寄附金
- (2) 指定寄附金 寄附者が使途を指定して寄附し、本会が受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金)

第3条 本会は、個人又は団体より一般寄附金を受領することができる。

2 一般寄附金は、全額を本会定款に定める公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。

(指定寄附金)

第4条 本会は、個人又は団体から指定寄附金を受領することができる。

2 指定寄附金は、寄附者が指定した使途に使用し、又は処分しなければならない。

(受領書の発行)

第5条 寄附金を受領したときは、遅滞なく受領証明書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、受領した寄附金の使用使途、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第6条 寄附金の受領が下記各号に該当する場合又はそのおそれがあると判断する場合には、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に規定するもの以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附により、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受入に起因して、本会が著しく資金負担が生ずる場合
- (4) 寄附者が反社会的勢力に属する場合
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、本会の業務の遂行上支障があると認められ、又は本会が

受け入れるには社会通念上不適當と認められる場合

(情報公開)

第7条 本会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第36条第5項各号に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び別に定める個人情報保護に関する規程等に基づき、適切に管理しなければならない。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。